

全青司2014年度会発第81号

2015年2月18日

厚生労働省労働政策審議会 御中
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
政党 各位

「今後の労働時間法制等の在り方について（建議）」に対する意見書

全国青年司法書士協議会
会 長 水谷 公孝
東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル7階
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527
e-mail info@zenseishi.com
URL <http://www.zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会（以下、「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約3,000名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、毎年「労働トラブル110番」を実施し、労働者から数多くの相談を受け、その方々の権利擁護及び生活再建のために活動を行なっている立場から、平成27年2月13日に労働政策審議会（労働条件分科会）において取りまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について（建議）」（以下、「建議」という。）に対して、以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

1. 建議が示す「時間外・休日労働協定の締結や時間外・休日・深夜の割増賃金の支払義務等の適用を除外した新たな労働時間制度」としての「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル労働制）」を創設することについて、断固反対する。
2. 今後の労働時間法制の在り方については、現状の長時間労働に歯止めをかけること、違法残業を無くすことから議論すべきである。

意見の理由

1. 長時間労働が蔓延し、過酷な労働を強いられている労働者の声が全く反映されていない

今後の労働時間法制の在り方については、長時間労働が社会に蔓延し、過労死等が多発して大きな社会問題となっている現状に鑑みて、長時間労働の抑止や労働者の健康を守ることを第一の目的として検討しなければならない。このことは、すでに成立した過労死等対策推進法においても明記されている。また、当協議会において毎年実施している労働相談会（労働トラブル110番）においても、本人及び親族から長時間労働に関する相談を多数受けており、長時間労働の抑止を求める声は大多数であり、社会の潮流である。それにもかかわらず、建議は、こうした過酷な労働を強いられている労働者の声を全く反映することのないまま、さらに、分科会における労働者代表委員の意見を無視して、強引に「高度プロフェッショナル労働制」を創設しようとするものである。

2. 「高度プロフェッショナル労働制」を創設する必要性は存しない

現行の労働法制においても、建議が指摘している「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズ」に応えることは可能であり、たとえば、労働基準法第38条の3の規定に基づく「専門業務型裁量労働制」や同法第38条の4の規定に基づく「企画業務型裁量労働制」の制度がすでに存在している。したがって、建議のいう「時間ではなく成果で評価される働き方」を実現させるために、労働時間規制を除外する新たな制度を創設する必要性は存しないのである。さらに言えば、同制度は、労働時間規制の除外を設けるのみであって、事業主に対して「成果を適切に評価する」ための賃金制度の導入を義務付けていないのであるから、建議にいう「成果で評価される働き方を希望する労働者」の権利を守ることもなっていない。

3. 長時間労働・深夜労働により過労死等が増加する危険がある

現行の労働基準法では、事業主は労働者に対して、1日について8時間、1週間について40時間を超えて労働させてはならないのが原則である（同法第32条）。そして、この法定労働時間を超える労働をさせるには同法第36条に規定される協定を労使間で締結しなければならないが、かつ、時間外労働に応じた割増賃金を支払わなければならない（同法第37条）。この労働時間規制の趣旨は、長時間労働を抑制し、労働者の生命と健康を守ること、そして労働者各自

のワーク・ライフ・バランスを整えることにある。

しかし、建議が示す「高度プロフェッショナル労働制」においては、対象労働者については労働時間規制が及ばないため、実際の労働時間や拘束時間の長短にかかわらず事業主は割増賃金の支払いを免れることができ、長時間労働を抑制することは不可能となる。しかも、同制度においては深夜労働に関する割増賃金に関する規定も除外されるため、深夜労働にも歯止めがかからないこととなる。

このような制度は、長時間労働を原因とする過労（疲労）が蔓延する社会を生み出すことにつながるのみならず、過労を原因とする労働者の精神的なダメージや過労による自殺を増加させていく危険性がある。

4. 対象業務及び対象労働者の拡大の危険がある

建議は、「高度プロフェッショナル労働制」の「対象となる業務」について、「高度の専門的知識、技術又は経験を要する」ことや「業務に従事した時間と成果との関連性が強くない」といった性質を法定したうえで、具体的な業務内容は省令により規定するとしている。

しかし、「高度の専門的知識、技術又は経験を要する」業務については、すでに、専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）が設けられているため、重ねて労働時間規制を除外する制度を設けることは無意味である。また、「業務に従事した時間と成果との関連性が強くない」という性質については、事業主は成果主義的な賃金制度を導入すれば、労働時間との「関連性が強くない」として対象業務を拡大して適用することが可能となるおそれがある。さらに、具体的な対象業務を「省令で定める」ことについては、将来的に対象業務が無制限に拡大されてしまう危険性がある。

また、建議は、「対象となる労働者」の範囲について、具体的な年収額の下限を省令により規定するとしているが、この様な曖昧な規定では、将来、法改正によらずに年収額が無制限に引き下げられ、対象労働者が拡大する危険性がある。

5. 建議の示す防止措置や労働者の同意は長時間労働の歯止めにならない

建議は、「高度プロフェッショナル労働制」の導入にあたり、事業主に3つの長時間労働防止措置（休息時間の定め、健康管理時間の上限の設定、休日の定め）を講じることを求めているが、事業主はこのうちのいずれか一つを選択すればよく、罰則も設けられていないため、実効性は全くないものと考えられる。

また、医師による面接指導の実施の義務付けに関する規定も、過労死の判断基準と同一の水準である、1月あたり100時間を超える残業（法定時間外労働）がある場合にのみ適用されるとされており、長時間労働の抑制策には程遠いものである。

また、「高度プロフェッショナル労働制」の導入にあたり、対象労働者の「同意」を要件としている点についても、現実の労使の力関係に鑑みれば、労働者が拒否することが事実上不可能であることが多く予想され、長時間労働の歯止めにはつながらない。

6. まとめ

以上にみるとおり、建議の示している新しい労働時間制度（高度プロフェッショナル労働制）は、長時間労働を抑制してきた労働時間規制を除外することにより、労働者の側には歯止めのない長時間労働・深夜労働を強いる危険性を孕んでいるとともに、事業主の側には「残業代ゼロ」となり、事業主の側に一方的に利するものでしかない。

それにもかかわらず、労働政策審議会労働条件分科会は、拙速にも本建議を上程したものである。

よって、当協議会は意見書の趣旨記載のとおり意見する。

以上